# 第3章 暴力行為防止について

# 1 基本的な心構え

#### ○ 全教職員が共通理解に基づいて指導する

「全教職員が常に同じ判断基準でぶれずに指導にあたること」、「児童生徒を指導する際、教職員によって指導の温度差がないようにすること」はとても重要です。

また、小さな問題行動についても**初期段階での指導を学校全体で徹底する**ことが暴力 行為の防止につながります。

# ○ 問題行動を起こす児童生徒の背景等を理解する

暴力行為等の防止のためには、問題行動を起こす児童生徒の背景を探る努力が必要です。背景には、例えば生活環境や発達上の課題がある場合も多く、そのような児童生徒を適切に支援していくために、SCやSSW等の協力も得ながら学校として適切な見立てを行う必要があります。そして、該当児童生徒に応じた「個に応じた支援計画」を作成・実施するとともに、効果を評価するサイクルの構築が求められます。

また、家庭訪問等を通して、日頃から保護者と十分に話し合い、指導方針についての理解と協力を得ることも不可欠です。

# 〇 関係機関等との連携を図る

児童生徒が起こした暴力行為や児童生徒の抱える背景によっては、学校だけでは対応 しきれない場合があります。その際には、学校が**警察、医療、福祉等の関係機関と連携** し、児童生徒の指導・支援を行う必要があります。

関係機関との連携に際しては、日頃から情報共有を密に行い、信頼関係を築いていく ことが大切です。

# 2 暴力行為に関する事例と対応のポイント

# 事例1 暴言から金銭の要求、暴行へ

Aほか数名は、おとなしいBに目をつけ、日頃から暴言を吐いたり、軽く押したりする等の行為を繰り返していた。Bは親や先生への相談も考えたが、A達の行為がさらにエスカレートするのではないかと思い相談できずにいた。

ある日の昼休み、A達はBから金をもらおうと思い、校内の人気の無い場所に呼び出したが、Bは金がないため断った。すると、A達はBに対し、殴る蹴る等の暴行を加え、けがを負わせた。

たまたま通りかかった教諭がA達を注意して暴行をやめさせようとしたものの、すぐにはおさまらなかった。その後、騒ぎを知った他の教職員も集まったため、Aらの暴行をやめさせることができた。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか?

## 事例1への対応のポイント

- 暴力行為への対応といじめへの対応の両方が求められる。
- 警察との連携について検討する。

暴力行為が徐々にエスカレートし、金銭の要求から負傷を負わせるまでに至っています。**暴力行為の程度により警察と連携する**ことが児童生徒の指導に効果があります。また、**いじめ事案としての対応も必要**です。

具	休	的	対	応
兲	144	ロソ	ויא	ルい

- □ 現場での対応 (暴力行為の制止) → 66ページ
- □ 迅速な事実の把握 → 66ページ
- □ 管理職等への報告 → 66ページ
- □ 対応について検討 (緊急職員会議等)
  - ・指導方針の決定(状況によりSC、SSW等の協力を得る)
    - $\rightarrow$  66 72 $^{\circ}$ - $^{\circ}$

#### □ 対応

- 教育委員会との連携 → 66ページ
- ・警察との連携 → 66ページ
- ・いじめに関する被害児童生徒等への対応 → 17ページ
- ・いじめに関する加害児童生徒等への対応 → 22ページ

#### □ 児童生徒間暴力の未然防止

- ・職員間での情報共有・共通行動 → 77ページ
- ・学習環境等チェックリストの活用 → 78ページ
- ·家庭・地域との連携 → 80ページ
- ・問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用 → 77ページ
- ・個に応じた指導 → 72ページ

#### 2 暴力行為に関する事例と対応のポイント

# 事例2 担任の指導に激高し暴行

Aは授業を真剣に受けることが少なく、授業中に突然大声でしゃべり始めたりすることもあった。担任はその都度指導するものの、行動に変容がなく苦慮していた。また、Aに同調する者が増え、授業中に一緒になって騒ぐ等、クラス全体が落ち着かない雰囲気となっていた。

ある日の授業中、担任がAを注意したところ、担任の指導が気にくわなかったAはいきなり教室から出て行った。担任はAの後を追いかけ、教室へ連れ戻そうとしたが、興奮状態のAは担任の背中を突き飛ばし、担任は壁に頭部を強打し負傷した。

この騒動を聞きつけた他の教職員が現場に集まり、Aの暴力行為が止んだ。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか?

## 事例2への対応のポイント

- 問題行動を繰り返す児童生徒への指導体制を整えておく。
- 暴力については毅然とした対応が大切である。

学校生活に課題を持つ児童生徒に対しては、その**背景を適切に見立てる**とともに、あらかじめ**指導方針・指導体制を整えておく**ことが必要です。暴力行為発生時には、その方針・体制に基づき、毅然と対応することが大切です。

具	+	44	ţ	7	/Eil
믓	14	口刀	ΖΊ	ルい	ניער

□ 現場で	の対応	(暴力行為の制止)	$\longrightarrow$	66ページ
-------	-----	-----------	-------------------	-------

- □ 迅速な事実の把握 → 66ページ
- □ 管理職等への報告 → 66ページ
- □ 対応について検討 (緊急職員会議等)
  - ・指導方針の決定(状況によりSC、SSW等の協力を得る)
    - → 66 · 72ページ

#### □ 対応

- 教育委員会との連携 → 66ページ
- ・警察との連携 → 66ページ
- ・問題行動を繰り返す加害児童生徒等への対応 → 72ページ
- ・医療、福祉機関との連携 → 73ページ
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用 → 87ページ

#### □ 対教師暴力の未然防止

- ・職員間での情報共有・共通行動 → 77ページ
- ・学習環境等チェックリストの活用 → 78ページ
- 家庭・地域との連携 → 80ページ
- 問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用  $\rightarrow$  77 $^{\circ}$   $\rightarrow$  77 $^{\circ}$   $\rightarrow$  27 $^{\circ}$
- ・個に応じた指導 → 72ページ

#### (1) 暴力行為における初期対応

暴力行為が起きた際には、被害の対象者や周囲の児童生徒の安全確保が第一であり、 まずは暴力行為をやめさせなければなりません。

安全確保後に、被害対象者、加害児童生徒双方から話を聴き、正確な事実を把握した上で、管理職まで報告し、全教職員で組織的な対応が取れるようにする必要があります。 また、警察等の関係機関との連携を必要とする暴力行為が発生した場合、学校は教育委員会に一報をあげる必要があります。その後も学校は新しい情報を教育委員会に伝え、情報を共有し連携を図ることが重要です。

#### 対応のポイント

- 暴力行為の制止、沈静化
- 正確かつ迅速な事実把握(暴力行為の内容、原因等)
- ・ 管理職に事実を報告し、組織での対応を確認
- 教育委員会との連携

# ※ 興奮した児童生徒(加害者側に)対する対応

興奮した児童生徒の行為をやめさせ、落ち着かせ、行為を自覚させ、反省させるよう 指導します。

- 一人では対応せず、複数の教職員で落ち着いて対応する。
- 「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
- ・ 必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
- 児童生徒が心を開いている教職員が別室で話を聴き、思いを引き出し、受け止める。
- ・ 叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に 気付かせ、真の反省に至るように粘り強く指導する。

#### ※ 教育委員会との連携

学校は事故が起きたら教育委員会と対応について協議し、問題解決に向けて学校全体で対応する必要があります。

- 事故の一報は教育委員会に速やかに行う。
- 新しい情報が入り次第、遅滞なく教育委員会に報告し連携を図る。

#### (2) 警察との連携

管轄の警察署(生活安全課等)と日頃から連携し、情報を共有しておくことが重要です。学校で指導しても暴力行為等を繰り返す児童生徒については、軽微な段階から情報を警察に伝えておくことで、暴力行為等がエスカレートするのを防ぐことができる場合もあります。

反対に、「学校で暴力行為等を抱え込んだ末、エスカレートしてしまってからの連絡」や「重大な事故が起きた後すぐに連絡せず、学校で独自に指導してしまってからの連絡」では、例えば証拠がなくなってしまう等、警察の捜査に支障をきたす場合があります。そのため、学校が認知した段階でためらうことなく警察と連携することが望まれます。

暴力行為に限らず、学校での指導だけでは十分な効果をあげることが困難であると判断される場合、特に児童生徒の生命や身体の安全が脅かされるなどの緊急の場合は、ためらわずに警察に通報・相談することが必要です。

警察に通報した場合には、警察の捜査に積極的に協力することが重要です。

#### 対応のポイント

- ・ 気になる児童生徒については日頃から相談・情報共有 (警察担当者と顔の見える関係を築いておくことも大切)
- 事案によっては速やかに通報
- ・ 警察の捜査には積極的に協力

(学校からの要望がある場合は相談することも大切)

学校と警察との連携に関して、平成15年に県教育委員会及びさいたま市教育委員会並びに県警察本部との間で「学校と警察署との連絡等に関する協定書」(100ページ参照)を締結しており、また各市町村教育委員会においても、管轄警察署と同様の協定を締結しています。

# コラム 警察との連携を考える際の二つの視点

警察等との連携では、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識しましょう。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できます。また、日頃からの交流があれば、問題行動等が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な緊急時の連携ができます。

- 日々の連携の例:交通安全教室、防犯教室、学校警察連絡協議会等
- 緊急時の連携の例:深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合に、保護者の理解を 求めつつ、ためらわずに警察等に相談する等

参照:国立教育政策研究所 生徒指導リーフ 12「学校と警察等との連携」

# (3) 警察と連携した事例

## ① 児童生徒間暴力

#### 【事案の概要】

男女交際でのトラブルが原因で生徒同士が凶器を持って公園で決闘することになった。担任は他の生徒が落ち着かない様子なので声をかけ、決闘の情報を聴き出し、管理職に報告するとともに、警察署に通報した。

#### 【連携の効果等】

警戒中の警察官が、極度の興奮状態で決闘している生徒らを見つけ、直ちに制止し、 決闘をやめさせることができた。負傷している生徒はいたが、最悪の事態を回避するこ とができた。また、学校の求めに応じ警察官が緊急の学年集会で暴力行為防止の講話を 行い、事態の収拾が図られた。

# ② 対教師暴力

#### 【事案の概要】

当該教諭は興奮状態の児童から背中を突き飛ばされ、目前に設置されていたガラス板に頭部から突っ込み負傷した。暴力を受けた教諭は、警察からの「ならぬものはならぬ」という指導を望み、警察に連絡し、被害の届け出をした。

#### 【連携の効果等】

加害児童とその保護者は学校からの指導に加えて、警察官から指導を受け、当該教諭に謝罪したことにより、「暴力行為は犯罪である」という認識を持たせることができた。 また、警察の対応は、他の児童の引き締めにも効果があった。

# ③ 器物損壊

#### 【事案の概要】

学校で窓ガラスを数十枚割られたり、校舎に落書きをされたりする事案が発生したが、犯人は不明であった。学校は被害届を警察に提出し、再発被害防止のため気になる生徒の情報等を警察に提供した。

#### 【連携の効果等】

警察は、気になる生徒について担任教諭が時系列で整理していた記録を資料化し、内 偵捜査を行った結果、当該生徒の自宅から証拠品を押収し、検挙した。検挙された生徒 は、施設入所となり矯正教育が施された。また、他の生徒らの安定した学習環境が確保 された。

## ④ 集団いじめによる負傷・不登校

#### 【事案の概要】

14歳未満の被害生徒は、学校で同級生のグループから約10段の階段を飛び降りるように無理に要求され、飛び降りた結果数箇所を骨折した。その後も無視等のいじめが繰り返され、被害生徒は不登校となった。被害生徒側から被害届が警察に提出され、調査の結果、警察は加害生徒らを触法少年として児童相談所へ通告した。

#### 【問題点】

14歳未満の「触法少年」による犯罪行為であっても、児童相談所の児童福祉司による指導や家庭裁判所の審判に付す必要が認められる場合がある。学校は事案を認知したら速やかに警察へ相談することが望ましい。

# ⑤ わいせつ事案

#### 【事案の概要】

加害生徒は、被害生徒の自宅近くまで後をつける行為を繰り返していた。被害生徒が学校に相談したところ、学校は加害生徒を厳しく指導したが、警察へは相談しなかった。加害生徒はそのことを逆恨みし、下校途中の被害生徒を待ち伏せし、性行為に及んだ。

学校が被害生徒・保護者からの報告を受け、加害生徒に事情を確認したところ、加害生徒は当初自分の行為について認めたものの、その後否認するようになった。被害生徒が警察に相談しても、被害の証拠が見つからなかったため事件化は見送られた。

#### 【問題点】

自宅近くまで後をつけられた時点で学校は警察に相談することを検討し、警告措置等を講じるべきであった。また、性犯罪は証拠が乏しいため事件化が難しく、再犯のおそれがあるため、認知段階で警察に速報する必要がある。

# 15人 告発義務

告発義務とは、公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならないという義務(刑事訴訟法第239条)のことです。告発は、権限のある捜査機関(警察等)に対して、犯罪事実の捜査・訴追の意思表示を行うものです。

生徒指導の関係では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破損、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。他方、児童生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。 ※文部科学省「生徒指導提要」抜粋

#### (4) 警察と連携する際のポイント



【学校内】対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊 等

【学校外】児童生徒や保護者からの相談、児童生徒の噂話 等



発生段階で犯罪行為であることが明らかな場合は警察の捜査に委ねます。



事案内容が判然としない場合等は、警察と相談の上、学校による調査に移 行します。学校は、秩序維持のための調査権限や懲戒権限等を有します。



ただし、学校には司法機関と同様の捜査権・調査権はなく、「必要かつ相当な範囲」の調査に留まるとともに、加害者への懲戒処分等にも限界があります。このような学校の対応の限界については、あらかじめ被害者には丁寧に説明することが大切です。

暴力行為やいじめ等で、発生段階で明らかに犯罪行為にあたる場合には、学校が調査を行う前に、警察の捜査に委ねるべきです。

特に、前ページのようなわいせつ事案においては、学校が先に調査をしてしまったがために、加害者の供述に影響を与えてしまい、被害届が提出された後の警察の捜査に支障を来してしまう場合もあります。

警察での捜査が難しくなれば、学校での指導に移っていきますが、その場合に例えば「加害者を退学させろ」「クラス替えをしろ」という要望が被害者から出るなどの大きなトラブルになりかねず、対応が難しくなります。

このようなケースでは、学校は被害者に寄り添いながら警察による捜査の必要性を説明するべきですが、その際、被害者の「あまり大事にしたくない」「子供が事情聴取されるのがかわいそうだ」等の心情から、被害届を提出したくないという状態になることもあります。

その場合にも学校は、事案が繰り返される可能性があること等、警察での対応の必要性を丁寧に説明し、場合によっては被害者と一緒に警察に赴き相談するなどの対応が大切です。

そういった説明をした上で、どうしても被害届を出したくないという意向が確認された場合には、学校には警察のような権限はなく、加害者への懲戒処分等にも限界があることをよく伝えた上で、具体的な指導の検討に移行します。

なお、学校から警察に相談した場合等、警察の捜査には全面的に協力すべきです。ただし、例えば警察が学校に入って捜査する際等で、学校として心配な点がある場合は、 率直に学校としての心配事や考えを伝え、相談してみることが大切です。

また、学校が保有する個人情報等について照会があった場合、後で個人情報を伝えたことに対して非難されることが心配であれば、警察に対して「捜査関係事項照会書」を求めることも考えられます。

# コラム 学校と警察との連携の一つの鍵「被害届」

「被害届」は、犯罪の被害に遭ったと考える者が、被害の事実と処罰の意思を警察等の捜査機関に申告する届出のことで、警察は「被害届」を受理した後、捜査を本格的に行うこととなります。したがって、警察との連携を進めていく上で、「被害届」は一つの大きな鍵となります。

しかし、学校内で起こったことに関して警察の介入を求めることを「教育の放棄」と 受け止める考え方が根強いのも事実です。また、「被害届」を出すとしても、どの時点 で出せばよいのか、誰が出せばよいのか(学校か被害児童生徒・保護者か)判断が難し いのも事実です。そのため、学校だけではもはや対処できない事態に陥りながら抱え込 みを続け、更に悪化させてしまう事例も見受けられます。

「被害届」は、加害者の行為を止め、被害者を守るとともに捜査という観点からの実態の解明につながる可能性を高めます。そうした意義を踏まえれば、関係する保護者の理解を得ながら「被害届」の提出について警察と相談し、前向きに検討を行うことも大切と言えます。

なお、「被害届」が提出された場合、学校は全教職員による加害者・被害者の見守り体制を整えるとともに、被害者の心身の安心と安全の確保に全力で取り組むことが必要です。

※国立教育政策研究所 生徒指導リーフ12「学校と警察等との連携」抜粋

#### (5) 個に応じた指導

問題行動を起こす児童生徒の背景には、多くの場合、生育環境や発達上の課題が存在しています。

問題行動を改善するためには、校内で統一して行っている指導を形式的に繰り返すだけではなく、児童生徒の個々の背景を適切に見立て、その上で指導・支援していくことが大切です。

そのためには、課題を教職員個人で抱え込まず、SCやSSW等の協力を得たり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりしながら、家庭や関係機関等とも連携し、組織的に対応することが重要です。

#### 対応のポイント

#### ① 適切な見立て

日頃からの関係機関からの情報や、状況によりSCやSSW等の協力を得ながら、児童生徒の背景を探り、適切な見立てを行う必要があります。

#### ② 家庭の状況等の把握

児童生徒を注意深く観察するほか、家庭訪問や保護者面談等により、家庭での生活等に変化があるかどうかについて把握するように努めましょう。

#### ③ 指導・支援体制の構築

生徒指導組織と教育相談組織が連携し、個々の児童生徒が疎外感や孤立感を感じないような指導・支援体制を構築することが大切です。

- 本人の気持ちに寄り添い、報われる経験を重ねましょう。
- ・ 達成できる段階的な目標を立てて支援しましょう。
- ※ 「(不適切な行動を)しない」ではなく「(適切な行動を)する」ということ、「問題行動を起こさない」替わりに「ではどうすべきか」ということをともに考え、実践していくことが大切です。
- いつ誰がどのように支援するか、具体的に話し合いましょう。
- ・ 関係機関と対応や支援の方向性について情報を共有し話し合いましょう。

#### ④ 指導・支援のサイクル

指導に際しては、適切な見立て、支援計画、支援の実施、変化や効果を評価するというPDCAサイクルが重要です。

- ※ 小学校では、児童の背景について見立てを行う際、担任個人の判断によるところが大きくなる傾向があります。見立てが不確かな場合、対応を間違う可能性もあるため、専門家の協力を得て、学校として適切な見立てを行うことが重要です。
- ※ 課題が改善しても、それが一時的であったり、再び悪化したりする場合 もあります。このため、一定期間の継続的見守りが必要です。

# コラム 高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について

高等学校における懲戒について、文部科学省では以下の点に留意するよう通知しています。

- ① 高等学校における生徒への懲戒については、その内容及び運用に関して、社会通念 上の妥当性の確保を図ること
- ② 指導の透明性・公平性を確保し、学校全体としての一貫した指導を進める観点から 生徒への懲戒に関する内容及び運用に関する基準について、あらかじめ明確化し、これを生徒や保護者等に周知すること
- ③ 懲戒に関する基準等の適用及び具体的指導について、その運用の状況や効果等について、絶えず点検・評価を行い、より効果的な運用の観点から、必要な場合には、その見直しについても適宜検討すること

高等学校に限らず、小・中学校においても、生徒指導のきまり等について、「社会通 念上の妥当性の確保」、「生徒・保護者等への周知」、「点検・評価の実施」等の視点を持 って、適宜見直しを検討することが大切です。

参照:高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について(通知)(平成22 年2月1日21初児生第30号)

#### (6) 医療・福祉機関との連携

問題行動を繰り返す児童生徒の背景を適切に見立てるためには、医療や福祉等の関係機関と連携した情報収集が必要です。連携を始める際、医療機関であればSC等、福祉機関であればSSW等が学校と関係機関の連携の入り口となる場合もあります。

#### ア 医療機関との連携

児童生徒の心身の健康状態、精神状態、発達特性(発達障害等)等に関する支援が必要と考えられる場合に連携が必要となってきます。

当該児童生徒に対して医師の診断等がある場合、学校は医師の助言を踏まえて指導・ 支援の方針を決めていかなければなりません。また、学校での当該児童生徒の様子を医 師に伝え、学校での対応について医師からの助言を得たい時には、保護者の了承を得て、 直接医師と会う等の対応も考えられます。

#### イ 福祉機関との連携

児童生徒の家庭や生活環境等(虐待、両親の不和、経済的な困窮等)に関する支援が 必要と考えられる場合に連携が必要となってきます。

児童相談所や市町村(児童福祉担当課等)の担当者とは、日頃から情報交換を行い、 顔の見える関係になっておくとよいでしょう。

また、問題行動を起こす児童生徒の背景に、虐待が疑われる場合もあります。その場合は、速やかに市町村(児童福祉担当課等)、児童相談所に通告する必要があります。

#### 対応のポイント

- SC、SSWへの相談は医療・福祉機関との連携の入り口となります。
- 医療機関との連携の際、場合によっては医師と直接会って話をすること も大切です。
- 福祉機関との連携では、児童相談所や市町村の児童福祉担当課と日頃から情報交換することが不可欠です。

#### (7) 児童虐待が疑われる場合の通告義務

学校は、児童生徒に虐待の疑いがあると判断した場合、速やかに児童相談所や市町村の児童福祉担当課に通告しなければなりません。

#### (児童虐待の防止等に関する法律 第6条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

日頃から児童生徒の様子を観察するとともに、必要な対応を理解しておくことが大切です。

児童生徒の観察については次ページ資料(厚生労働省「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について(平成30年7月20日子家発0720第4号子母発0720第4号)より)も参考にしてください。

#### <通告のポイント>

要保護児童の	氏名・年齢・性別・生年月日		
	住所・学校名・学年・組		
家庭について	保護者氏名・年齢・続柄・職業		
	系図化できるよう、きょうだいなど家族の状況、同居家族を明示		
虐待と思われる	時系列により		
状況について	いつから、どのような状況かなど記録に基づき説明		
児童の状況	現在の居所、通学状況、様子など		
保護者の了解	この通告について、保護者は知っているか否かについて		
通告者について	職名・氏名・連絡先		

※ 「教職員・保育従事者のための 児童虐待対応マニュアル」 (平成30年3月改訂 埼玉県・埼玉県教育委員会作成)より

#### <通告に関する対応の留意事項>

- ・ 通告の対応に関して、保護者から情報元に関する開示の求めがあっても応じてはなりません。保護者が威圧的な要求等を行う場合は、複数の機関で共同対処します。
- ・ 学校は要保護児童が欠席し、その理由を保護者から説明を受けている場合(学校が本人に面会ができている場合や入院による欠席で本人の状況の把握を行っている場合を除く)でも、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに市町村の児童福祉担当課または児童相談所に情報提供します。

#### 別表3

# 虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

- ○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		様子や状況例
	<b>独生小</b> 化	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。
	健康状態	夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
	精神的に不安定	過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。
		教員等の顔色を伺ったり、接触をさけようとしたりする。
		表情が乏しく、受け答えが少ない。
	無関心、無反応	ボーっとしている、急に気力がなくなる。
		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
	_t +n.td + 5n.t.	他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。
	攻撃性が強い	大人に対して反抗的、暴言を吐く。
		激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	<i>u-</i>	担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。
2		不自然に子どもが保護者と密着している。
子どもの様子	気になる行動	必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
ŧ	241 - 0. 0 13 23	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
が様		自暴自棄な言動がある。
学	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	XIXIII SI	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。
	保護者への態度	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
	体设有 *V/总及	保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
		季節にそぐわない服装をしている。
	身なりや衛生状態	
		虫歯の治療が行われていない。
		食べ物への執着が強く、過度に食べる。
	食事の状況	極端な食欲不振が見られる。
	良事の仏が	
		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
	  登校状況等	全国がはつきゃしない大席・遅刻・年返が多い。   きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。
	豆伙伙儿寺	
		なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
	子どもへの関わり・	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
	対応	「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
	4 7/8: 1 7	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
保	差別	きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
き		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
保護者の様子	心身の状態	アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。
様ユ	(健康状態)	子育てに関する強い不安がある。
丁		保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
	気になる行動	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
		他児の保護者との対立が頻回にある。
		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。
i	学校等との関わり	欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。
		学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。

		☑欄	様子や状況例
家	家族間の暴力、		夫婦間の口論、言い争いがある。
家族	不和	絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。	
家庭	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
り状			理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。
			必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【そ	【その他 気になること、心配なこと】		

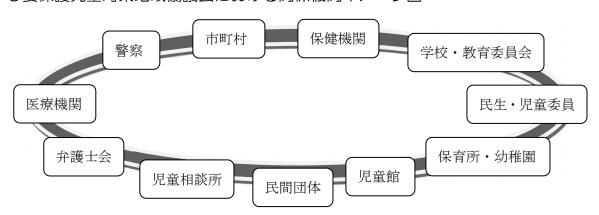
		☑欄	様子や状況例
	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
参	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
考	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
 	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
快	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

<sup>※</sup>不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

# コラム 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童の早期発見や、適切な保護・支援を図るために、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために、市町村が設置するもので、以下のことが必要とされています。

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にする
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確にする
  - ○要保護児童対策地域協議会における関係機関イメージ図



参考: 厚生労働省要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク) スタートアップマニュアル等

# 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

暴力行為を未然に防止するためには、児童生徒の健全な成長を意図した教育活動を学校全体で推進していく必要があります。学習の環境を整え、家庭や地域と連携するなど、 暴力が起こらない安心・安全な学校となるような取組の実施が望まれます。

#### (1) 教職員間での情報共有・共通認識

担任や部活動顧問、学年等の主任、管理職、養護教諭、SC、SSW等、様々な立場の教職員が、気になる児童生徒の様子について、日頃から定例の会議等で情報共有を行い、児童生徒や家庭の状況の変化を敏感にとらえられるようにすることが大切です。

また、全教職員が小さな問題行動についても常に同じ判断基準でぶれずに指導を行うこと、生徒指導の方針や基準を保護者に周知し、理解を得ておくことも大切です。

#### 情報共有・共通認識のポイント

- ① 児童生徒に関する小さなことでも報告・連絡・相談を行う。
- ② 指導方針や基準等を明確にする。
- ・ 学校全体で、「全員で必ずしなければいけないことは何か」を確認し、学校生活や 授業中におけるマナーを明確にさせる。
- ③ 児童生徒への指導を徹底する。
- ・ 「見守り」や「受容」の姿勢は大切にしつつ、「どういう理由があれ、ならぬもの はならぬ」と注意しなければならない場面では、毅然とした対応をとることが重要。

#### (2) 問題行動等の防止を目的とした関係機関等によるネットワークの活用

暴力行為などの問題行動等の背景には、児童生徒の置かれている環境の複雑化など、 学校だけで対応しきれない課題があります。そこで、学校の実情に応じ、警察・福祉等 の関係機関や自治会等地域関係者によるネットワークを編成することが考えられます。 ネットワークを編成した学校では、会議を定期的に開催し、情報共有や意見交換を行 うなど、地域の力を借りた見守り体制を構築することが大切です。

#### ネットワークの構成員・活動例

<構成員>学校、市町村教育委員会、市町村の児童福祉担当課、警察、児童相談所、保護司、自治会、民生・児童委員、PTA等

#### <活動例>

- ① ネットワーク会議の開催 (課題に対する情報交換、改善策の検討)
- ② 構成員の連携による学校支援(朝夕の挨拶運動、校内巡回、家庭訪問、 声かけ活動 等)

#### 対応のポイント

- 組織の構成員は、学校が主体となって決定する。
- 情報共有を十分行い、具体的な行動連携について検討することが重要。
- 児童生徒の個人情報の取り扱いを事前に決めておく。

#### 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

#### (3) 学習環境の整備

児童生徒にとって学校生活の大半は授業です。落ち着いた学習環境を整えることが暴力行為等の防止の基盤となります。

落ち着いた学習環境とは、例えば「チャイム着席ができている」「授業で使用するものの準備ができている」「授業中の私語がない」「授業中の姿勢が良い」「発言や話合いの仕方のルールが守られている」という状態ですが、この状態が乱れてくれば、暴力行為等の問題行動が発生しやすくなるでしょう。

校内の状況や児童生徒の様子を定期的に観察・点検することは重要です。学習環境等のチェックリストなどを参考にした定期的な確認を行い、課題を把握し、改善の方向を探るといったPDCAサイクルを継続することが大切です。

# 学習環境等チェックリスト活用の流れ

① 学習環境等チェックリストの作成

【留意点】 ・小さな問題行動を見逃していないか

・教職員の共通理解・共通行動ができているか



② 教職員への実施 ※学校生活の節目ごとに定期的に実施



③ 生徒指導担当者等で集計



- ④ 生徒指導委員会等で集計結果をもとに課題等を確認
  - ・児童生徒の課題を共通理解し、今後の具体的な指導方針を検討



⑤ 職員会議等で周知・徹底し、指導を実践



⑥ 指導結果の確認・見届け



⑦ 学習環境等チェックリストの見直し

# 学習環境等チェックリスト(例)

	☑欄	チェック項目
		通学用鞄やサブバックが、机脇のフックやロッカーに整理整頓されていな
		V'o
		ゴミ等の散乱、黒板の落書き、掲示物の乱れ等、教室内の環境が乱れてき
مليا		た。
校		プリントが床に落ちていたり、ごみ箱に捨てられたりしている。
内		通学用自転車置場が、乱雑な状況になってきた。
の		校内掲示がはがされたり、落書きをされたりするようになってきた。
扶		トイレにトイレットペーパーが無い、水道に石けんが無いなど、当たり前
様		のものが無い状態が続いている。
子		廊下や階段などにゴミが落ちており、清掃が行き届いていない。
		飴やガムなどの包みが校内に落ちている。
		清掃用具や体育用具、飼育小屋などの整理整頓ができていない。
		下駄箱や自転車置き場でのいたずらや、学校図書の紛失等が目立つ。

	☑欄	チェック項目
		授業の始めと終わりの挨拶の声が小さくなってきた。
		チャイム着席を守れない児童生徒が出てきた。
		授業開始時に授業道具を机上に出していない児童生徒が出てきた。
		学級担任が話をしている時に私語が出てきた。
児		授業中ノートを取らなくなってきた。
童		授業中の姿勢が悪い児童生徒が出てきた。
		授業中の服装が乱れてきた。
生		発言や話合いの仕方等、授業中の約束がルーズになってきた。
徒		友達の言動を見下すような行為が目立ってきた。
0		学習に不要なものを持ってくる児童生徒が出てきた。
様		集会で整列できなかったり、私語が出たりしてきた。
		教職員や地域の方への言葉遣いが乱れてきた。
子		登下校時等の児童生徒の様子について、地域から苦情が出てきた。
		廊下を走る児童生徒が出てきた。
		上履き、下履きの区別をつけない児童生徒が出てきた。
		トイレや余裕教室など、教員の目の行き届かない場所にたむろするように
		なった。

<sup>※</sup> 上記は参考例です。学校の実態に合わせ、チェックリストに加除修正を 加えて活用してください。

#### 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

#### (4) 暴力行為の未然防止のための取組例

#### ア 家庭・地域との連携

#### 家庭との連携

- 学校からの積極的な情報発信
  - 学校が目指す児童生徒像、学級担任の思い等を伝える。
  - ・ 授業や学校行事等の中で見られた児童生徒のよさや頑張っている具体的な様 子を伝える。
  - 課題についても丁寧に伝え、保護者に協力を呼びかける。
- 保護者との面談
  - 家庭訪問や来校を依頼し、できるだけ直接会って話をする機会を設ける。
  - ・ 家庭にお願いしたいことについて伝えるとともに、保護者の子供への思いや 子育て上の悩み、学校への要望等について聴く。

#### 地域との連携

- 体験活動の充実
  - ・ 地域住民や企業等に協力を依頼し、自然体験活動、奉仕活動、職場体験活動 等を通して、子供の人間性の伸長を図る。
- 地域の人々の支援活動
  - ・ 地域の人材をゲストティーチャー等として積極的に依頼し、環境学習や郷土 学習、読み聞かせ等の読書活動支援、部活動の指導等の協力をしてもらう。

#### 家庭・地域・関係機関等とは

**○家庭** 基本的な生活習慣の確立やものの感じ方・考え方・行動の仕方等人格を

形成するうえで子供に極めて大きな影響を与える場所

○地域 子供を健全に育む学校周辺の重要な社会的環境

学校が活用できる貴重な教育資源

○関係機関等 専門的な知識・技能を用いて子供や保護者を支える機関

#### イ 小中連携の推進

#### 教員相互の交流

- 夏季休業中に小・中学校合同で生徒指導研修会を実施する。
- ・ 授業研究会を実施し小・中学校の教員が互いに参観する。
- ・ 小・中学校の教員で「出前授業」を実施する。
- 定期的に「小中連絡会」を開催する。

#### 児童生徒の交流

- 夏季休業中等を活用し、小学生の「部活動体験」を実施する。
- 小学生の「中学校訪問」「中学校体験入学」等を実施する。

#### 小・中学校同一歩調の指導方針・体制

- ・ 「生徒指導マニュアル小学校版・中学校版」を合同で作成する。
- ※ 小・中学校の教員が合同で協議し、授業規律を中心に、9年間を見通した生徒指導を行う。

#### 生徒指導担当教員による定期的な学校訪問

・ 生徒指導主任等が、定期的(週に数回程度)に中学校区の小・中学校を訪問 し、授業の補助や生徒指導部会等に参加する。

#### ポイント

- ・ 小中連携の積極的な推進は教員の相互理解につながる。
- ・ 情報連携から行動連携に発展させる。

#### ウ 授業等を工夫した積極的な生徒指導の推進

#### コミュニケーション能力を高める取組

- 朝の会で、全学級が毎回5名程度の1分間スピーチを実施する。
- ・ 学期に1回、学級ごとに討論会を実施する。司会、記録等を児童生徒から選出し、テーマも学級ごとに決定する。
- ・ 全ての教科・領域で、自分の意見を発表する活動、自分の考えを文章にする 活動、班単位で話し合う活動等をできるだけ増やすよう教職員の意思を統一す る。

#### 4 暴力行為の未然防止に向けた取組

#### エ 登下校時の活動

#### 朝のあいさつ運動

- ・ 児童会や生徒会の役員、委員会活動の一環として取り組む。
- ・ 児童生徒だけでなく教職員や保護者、地域の方も一緒に取り組む。
- 小中合同であいさつ運動に取り組む。

#### 下校時等のパトロールの実践

- ・ 自治会や学校応援団等に児童生徒の下校時刻を知らせて、下校時のパトロールを依頼する。
- ・ 防災無線で児童生徒の下校時刻を知らせる。
- ・ 下校時に、教職員が地域の健全育成組織の方と連携して学区内のパトロール を行う。

#### ポイント

保護者や地域の方の協力を得て実施する。

#### オ 学校生活の中に静寂な時間を設ける活動

#### 朝読書

毎朝または曜日を決めて10~15分程度の朝読書に全校で取り組む。

#### 無言清掃

・ 清掃活動中、音楽を流さず、私語をせず無言で行う。教職員も原則無言で児 童生徒とともに清掃活動を行う。

#### 無言集会

・ 集会(朝会)時の私語や悪ふざけ等を防止するため、集会時間内だけでなく 入退場も無言で行う。

### ポイント

・ 学校で共通理解を図り、教職員も一緒に活動に取り組む。